

厚生労働省北海道労働局発表
令和 7 年 11 月 19 日

報道関係者各位

担
当

厚生労働省 北海道労働局労働基準部監督課
課 長 十 倉 正直
主任監察監督官 小田桐 和宏
電話 011-709-2311 (内線 3545)

令和 6 年の監督指導結果を公表します ～64.8%の事業場で労働基準関係法令違反を是正指導～

北海道労働局（局長 ^{むらまつ たつや} 村松 達也）は、令和 6 年に管下17労働基準監督署・支署が実施した定期監督等に係る監督指導^{*}の結果について、以下のとおり取りまとめましたので公表します。

北海道労働局では、引き続き法定労働条件の履行確保及び安全と健康の確保を図るため、関係法令の周知徹底を図るとともに、事業場に対し効果的な監督指導を実施します。

1 監督指導結果の概要（「資料」の1）

- (1) 何らかの労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した5,637事業場のうち3,652事業場(64.8%)でした。
- (2) 主な違反事項
 - ① 労働災害の防止等に係る安全基準に関するもの 1,247件(22.1%)
 - ② 違法な時間外労働など労働時間に関するもの 1,022件(18.1%)
 - ③ 賃金不払残業など割増賃金に関するもの 673件(11.9%)
 - ④ 健康診断の結果異常所見がある場合の医師への意見聴取に関するもの 371件(6.6%)
 - ⑤ 労働条件の明示に関するもの 361件(6.4%)

2 業種別の違反状況（「資料」の2）

- (1) 違反割合の高い主な業種は、①運輸交通業78.4%、②畜産・水産業77.6%、③製造業73.6%でした。
- (2) 主な業種の違反事項及び違反割合
 - ① 製造業 安全基準34.6%、労働時間20.7%、衛生基準19.0%
 - ② 建設業 安全基準32.1%、労働時間5.2%、衛生基準4.6%
 - ③ 運輸交通業 労働時間51.7%、割増賃金24.9%、医師の意見聴取15.3%
 - ④ 商業 労働時間21.2%、割増賃金17.1%、労働条件の明示7.9%
 - ⑤ 保健衛生業 労働時間26.1%、割増賃金18.3%、労働条件の明示9.8%

※ 定期監督等に係る監督指導とは、計画的に労働基準監督官が行う事業場への立入調査等による是正・改善指導のことです。

1 監督指導結果の概要

- (1) 令和4年から令和6年の各年に、北海道内の17労働基準監督署・支署が実施した定期監督等に係る監督指導について、その実施事業場数、違反事業場数及び違反事業場比率は、表1※1及び図1のとおりです。

令和6年は、5,637件のうち3,652件(64.8%)で労働基準関係法令違反が認められました。

また、労働災害の危険性が高い機械・設備等に関する使用停止命令等の行政処分※2は249件(4.4%)でした。

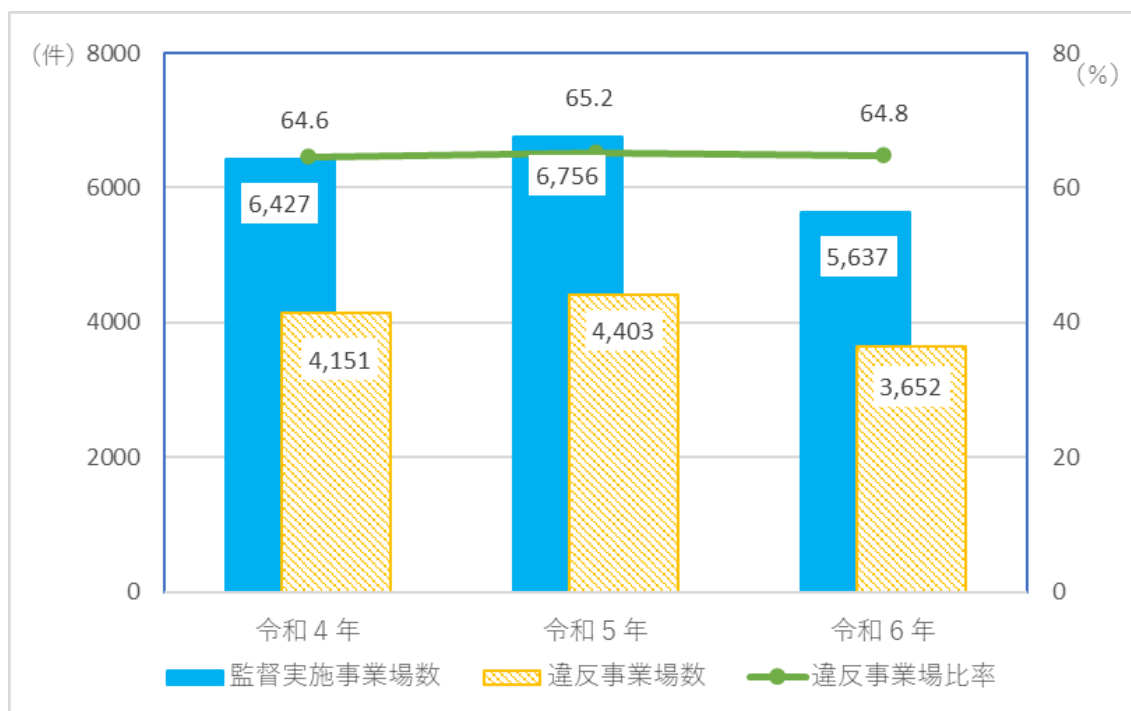
表1 監督指導実施状況・法違反状況

令和6年 監督実施状況及び措置状況												
年	(※業 1種)	業 場 督 指 導 実 施 事 場 数	違 反 事 業 場 数	対 使 用 停 止 命 令 等 の 行 政 処 分 (※事 2業 場 等 数)	主な違反状況(労働基準法)			主な違反状況(労働安全衛生法)				
					15 条	32 34 35 36 条	37 条	20～25条		66 条	66 条の4	66条の8 の3
					労働条件 の明示	労働時間	割増賃金	安全基準	衛生基準	健康診断	医師の意見聴取	時間把握
令和6年	全業種	5,637	3,652 64.8%	249 4.4%	361 6.4%	1,022 18.1%	673 11.9%	1,247 22.1%	325 5.8%	291 5.2%	371 6.6%	220 3.9%
	製造業	995	732 73.6%		84 8.4%	206 20.7%	143 14.4%	344 34.6%	189 19.0%	95 9.5%	101 10.2%	26 2.6%
	建設業	2,153	1,418 65.9%		48 2.2%	112 5.2%	96 4.5%	691 32.1%	98 4.6%	31 1.4%	65 3.0%	30 1.4%
	運輸交通業	333	261 78.4%		43 12.9%	172 51.7%	83 24.9%	46 13.8%	5 1.5%	14 4.2%	51 15.3%	12 3.6%
	農林業	114	71 62.3%		10 8.8%	3 2.6%	3 2.6%	41 36.0%	0 0.0%	8 7.0%	10 8.8%	9 7.9%
	畜産・水産業	67	52 77.6%		7 10.4%	0 0.0%	2 3.0%	17 25.4%	0 0.0%	11 16.4%	7 10.4%	7 10.4%
	商業	848	453 53.4%		67 7.9%	180 21.2%	145 17.1%	38 4.5%	8 0.9%	61 7.2%	46 5.4%	62 7.3%
	保健衛生業	356	215 60.4%		35 9.8%	93 26.1%	65 18.3%	0 0.0%	12 3.4%	27 7.6%	32 9.0%	15 4.2%
	接客娯楽業	287	151 52.6%		22 7.7%	105 36.6%	48 16.7%	11 3.8%	0 0.0%	24 8.4%	19 6.6%	21 7.3%
	清掃・と畜業	136	73 53.7%		10 7.4%	23 16.9%	17 12.5%	24 17.6%	2 1.5%	5 3.7%	10 7.4%	3 2.2%
	その他	348	226 64.9%		35 10.1%	128 36.8%	71 20.4%	35 10.1%	11 3.2%	15 4.3%	30 8.6%	35 10.1%
令和5年	全業種	6,756	4,403 65.2%									
令和4年	全業種	6,427	4,151 64.6%									

(※1) 業種は、監督指導実施事業数が概ね100を超えるものを掲げています。

(※2) 機械の回転軸に安全カバーが設けられていない、足場に手すりが設けられていないものなど、労働災害発生の危険性が高い機械・設備に対して、労働基準監督官が直ちに機械等の使用停止や作業禁止などを行政処分として命ずるものをいいます。

図1 監督指導実施事業場数等の状況



(2) 主な違反事項別の違反事業場数等は図2、違反の態様は表2のとおりです。

労働災害の防止等に係る安全基準に関するものが1,247件(22.1%)と最も多く、次いで違法な時間外労働など労働時間に関するものが1,022件(18.1%)、割増賃金に関するものが673件(11.9%)、健康診断の結果、異常所見がある場合の健康を保持するための措置について医師への意見聴取に関するものが371件(6.6%)、書面を交付していないなど労働条件の明示に関するものが361件(6.4%)となっています。

図2 主な違反事項別の違反事業場数等の状況

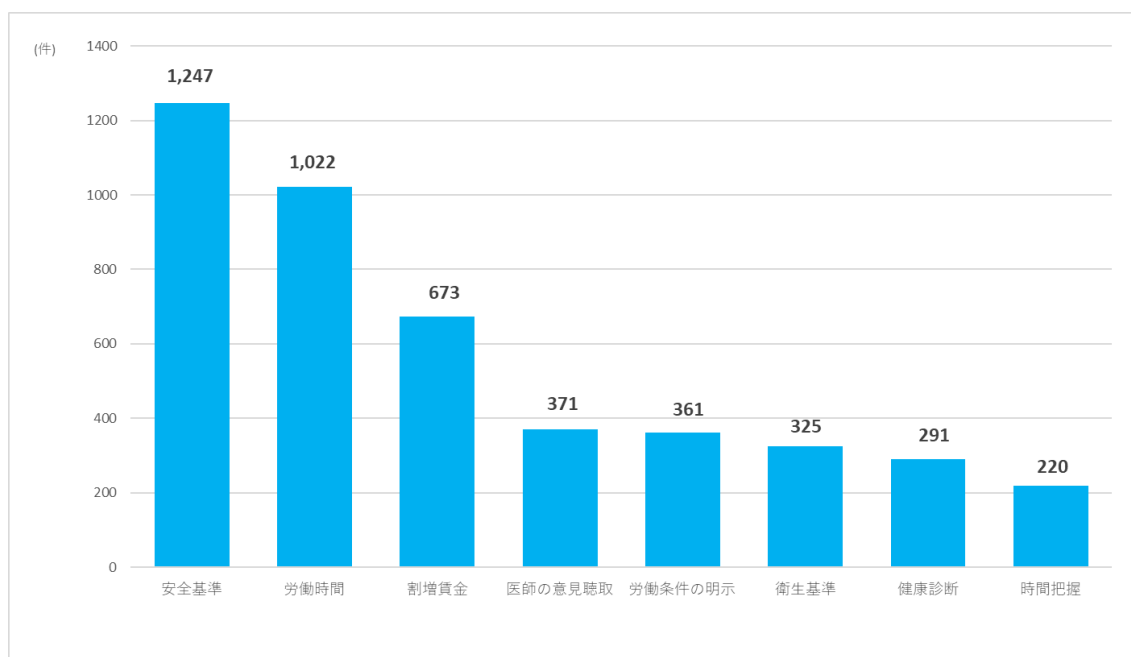


表2 主な違反事項の態様

違反事項	主な態様
安全基準 (安衛法 20～25 条)	・ 開口部等墜落の危険がある箇所に墜落防止用の手すり等を設けていない。 ・ 機械に有効な安全装置を設けていない。 ・ 機械を停止しないで清掃、修理作業等を行わせている。
労働時間 (労基法 32・34・35・36 条)	・ 時間外労働に関する協定（36 協定）の締結・届出がないのに、労働者に法定労働時間を超えて時間外労働を行わせている。 ・ 36 協定の締結・届出はあるが、協定の範囲を超えて時間外労働を行わせている。
割増賃金 (労基法 37 条)	・ 時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていない。 ・ 割増賃金の算定基礎に必要な手当を含めていない。
医師等の意見聴取 (安衛法 66 条の 4)	・ 健康診断の結果異常の所見があると診断された者の健康を保持するために必要な措置について、医師等の意見を聴いていない。
健康診断 (安衛法 66 条)	・ 常時使用する労働者に対して、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を行っていない。 ・ 有害業務に従事する労働者に対して、6 か月以内ごとに 1 回、定期的に特定健康診断を行っていない。
労働条件の明示 (労基法 15 条)	・ 労働契約締結の際に、賃金・労働時間等の労働条件を書面交付により明示していない。
時間把握 (安衛法 66 条の 8 の 3)	・ 出勤簿に押印するのみで、タイムカード等の客観的に把握できる方法で始業時刻や終業時刻を把握していない。 ・ 管理者について労働時間の把握を行っていない。
衛生基準 (安衛法 20～25 条)	・ 特定化学物質や有機溶剤等の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けていない。 ・ 特定化学物質や有機溶剤等を取り扱う事業場において、取扱い上の注意事項等を掲示していない。 ・ 粉じん作業において、必要な呼吸用保護具を使用させていない。

2 業種別の違反状況

(1) 概要

主な業種別の監督指導実施状況・法違反状況等は図3、図4のとおりです。

法定労働条件の確保、死亡労働災害の撲滅を始めとする労働災害の防止、化学物質等による健康障害防止などに関する監督指導を実施しています。

また、中小企業では法令や労務管理に関する知識が必ずしも十分ではないと考えられることから、法違反の解消に向け、懇切・丁寧に指導しています。

図3 主な業種別の監督指導実施状況・法違反状況

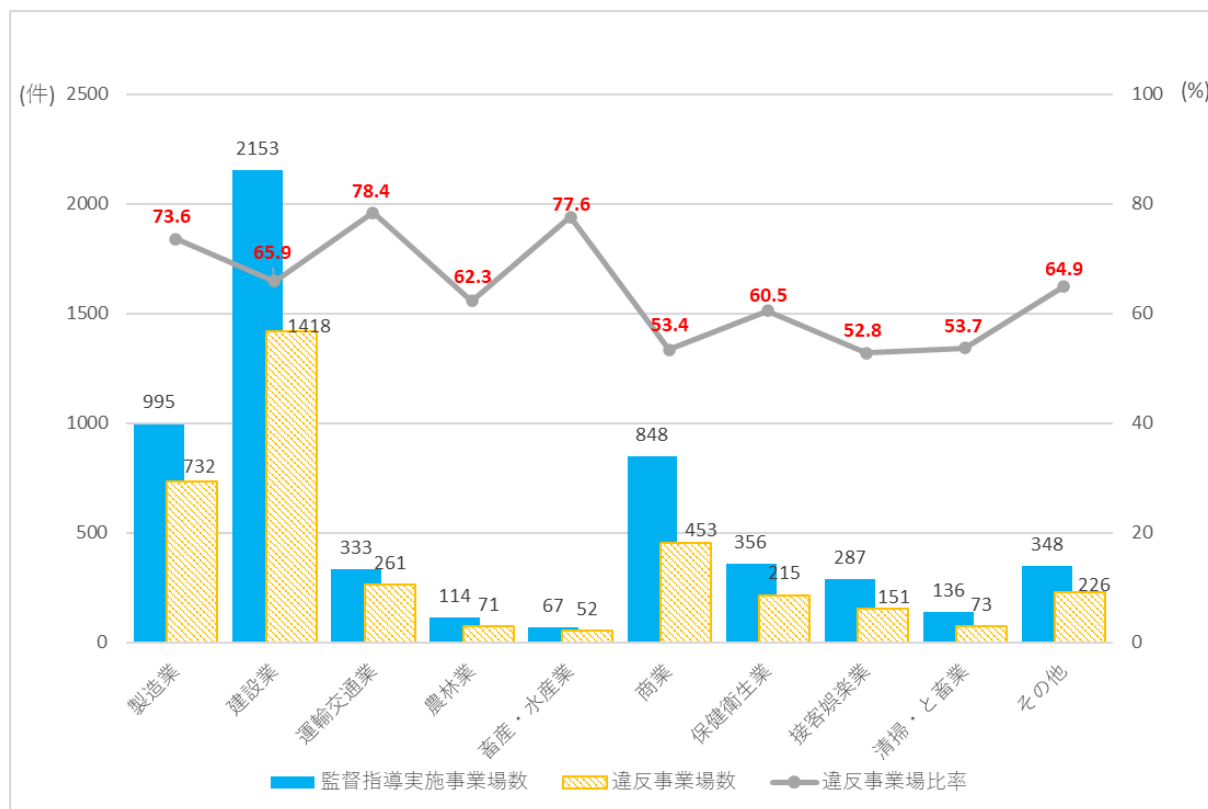
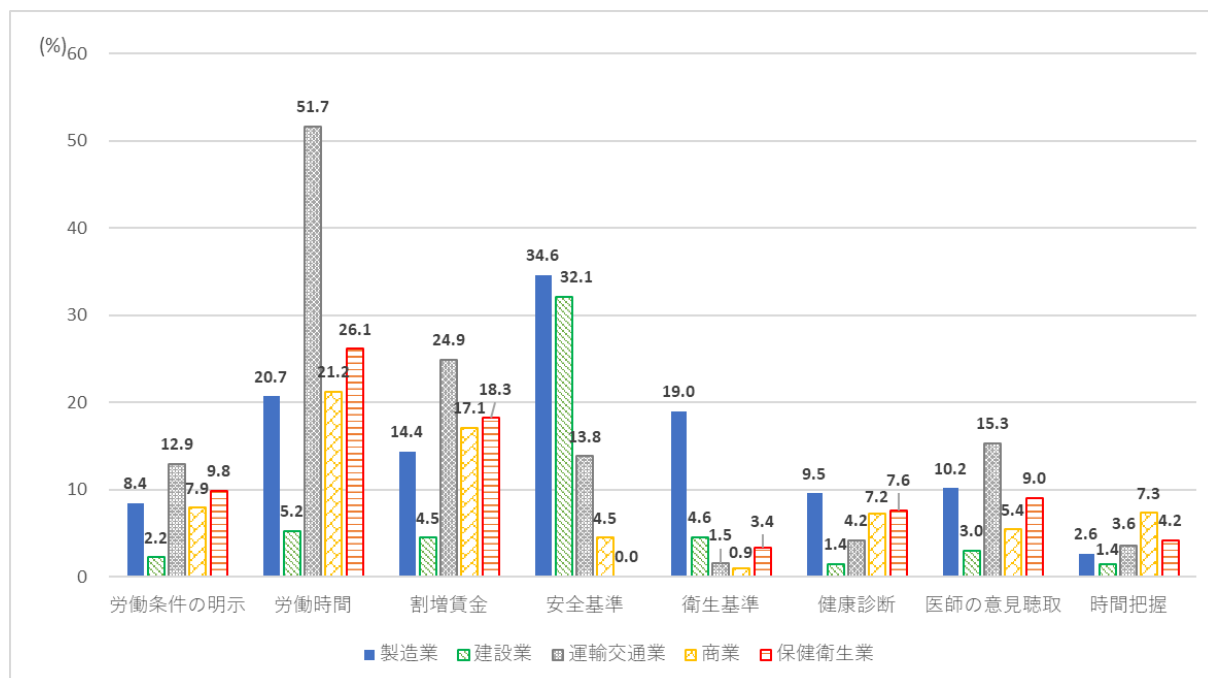


図4 主な業種別・違反事項別違反事業場比率



(2) 製造業

機械・設備等の安全基準に関する違反が 344 件 (34.6%) と最も多く、次いで違法な時間外労働など労働時間に関する違反が 206 件 (20.7%)、衛生基準に関する違反が 189 件 (19.0%) となっています。

(3) 建設業

違反事項としては、足場、開口部等からの墜落防止措置、建設重機の安全措置等に係るものなどの安全基準に関する違反が 691 件（32.1%）と、他の違反に比べて高くなっています。

なお、工事現場において、元請事業者が下請事業者に対して必要な指導を行っていないことが要因となっている場合には、元請事業者及び下請事業者の両者に対して指導を行っています。

(4) 運輸交通業

違法な時間外労働など労働時間に関する違反が 172 件（51.7%）、次いで割増賃金に関する違反が 83 件（24.9%）、健康診断の結果に異常所見が認められた場合の医師への意見聴取に関する違反が 51 件（15.3%）となっています。

(5) 商業

違法な時間外労働など労働時間に関する違反が 180 件（21.2%）と最も多く、次いで賃金不払残業等に関連する割増賃金に関する違反が 145 件（17.1%）、書面を交付していないなど労働条件の明示に関する違反が 67 件（7.9%）となっています。

(6) 保健衛生業

違法な時間外労働など労働時間に関する違反が 93 件（26.1%）、次いで賃金不払残業等に関連する割増賃金に関する違反が 65 件（18.3%）、書面を交付していないなど労働条件の明示に関する違反が 35 件（9.8%）となっています。